

令和 7 年度

湯 沢 市

健全化判断比率審査

資金不足比率審査

意見書

湯 沢 市 監 査 委 員

湯 監 第 45 号
令和 8年 8月10日

湯沢市長 佐 藤 一 夫 様

湯沢市監査委員 菅 希 代 美

湯沢市監査委員 高 橋 克 己

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

第2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

健全化判断比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかを主眼とした。

第4 審査の主な実施内容

湯沢市監査基準に準拠し、審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、担当課から資料の提出を受け、関係職員の説明を求め、法令に適合し、計数が正確であるか審査した。

第5 審査の実施場所及び日程

令和8年7月17日から令和8年7月27日まで 監査委員事務局室

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

健全化判断比率は、次のとおりである。

（単位：％）

健全化判断比率	令和7年度	早期健全化基準	令和6年度
実質赤字比率	0.00	12.70	0.00
連結実質赤字比率	0.00	17.70	0.00
実質公債費比率	11.6	25.0	11.6
将来負担比率	74.2	350.0	73.4

過去3年間の平均で算定される実質公債費比率については、令和7年度は**11.6%**となっており、早期健全化基準の**25.0%**を下回っている。前年度との比較では同ポイントとなっているが、単年度計算においては**0.84**ポイント増加している。増加の要因としては、普通交付税や標準税収入額等の増加より、標準財政規模が増加したものの、元利償還金に係る特定財源等の減少により、一般財源の負担が増加したことが主な要因である。

将来負担比率については、令和7年度は**74.2%**となっており、早期健全化基準の**350.0%**を下回っている。前年度と比較して**0.8**ポイント増加しており、これは、湯沢市複合公共施設に係る設計、建設、維持管理及び運營業務委託の増額分を債務負担行為に設定したことにより将来負担額が増加したことが主な要因となっている。

これらについては、今後の環境変化に応じた将来推計が重要となってくるものであり、公債費のみならず大規模事業や広域市町村圏組合への負担等、将来財政を圧迫する可能性を見据えた将来負担の推移に留意するよう要望する。

令和7年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

第2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼とした。

第4 審査の主な実施内容

湯沢市監査基準に準拠し、審査に付された令和7年度決算に基づく資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、担当課から資料の提出を受け、関係職員の説明を求め、法令に適合し、計数が正確であるか審査した。

第5 審査の実施場所及び日程

令和8年7月17日から令和8年7月27日まで 監査委員事務局室

第6 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

資金不足比率は、次のとおりである。

（単位：％）

資金不足比率	令和7年度	経営健全化計画 策定必要基準	令和6年度
湯沢市水道事業会計	0.0	20.0	0.0
湯沢市下水道事業会計	0.0	20.0	0.0

いずれの会計にも資金不足額は生じておらず、資金不足比率は算定されないが、経営環境は依然として厳しい状況であることから、今後さらに改善に努め経営の健全化を図りたい。